

平成30年度実証実験

玉村町在住の高齢者にタクシー利用補助券を交付します

環境安全課 ☎(64) 7708

自家用車を利用しにくい高齢者や、運転免許証を自主返納した人を対象に、タクシーの利用料金の一部を助成します。今回の実証実験での結果や問題点を検証し、本格導入への判断材料とします。

4月1日～平成31年3月31日まで使えるタクシー利用補助券500円(上限)×48枚を、対象者の申請により交付します。(1人あたり1回の乗車につき2枚まで使えます)

利用できるタクシー事業者は、左記の3社のみです。

交友タクシー(有)

☎0270(65)5656

平和交通

☎0274(42)0016

丸直タクシー(株)

☎0274(42)2222

対象者

申請日時時点で、(1)と

(2)または(1)と(3)に該当する人

(1)玉村町に住民票を有し、町税に滞納が無く、福祉タクシー対象者(※)でない人

(2)満75歳以上の人

(3)満65歳以上かつ、有効期間内の全ての運転免許を自主返納した人

(※)玉村町福祉タクシー料金給付事業による福祉タクシー

シール料金給付利用券の交付を受けている人

申請場所

環境安全課(役場2階④番窓口)

申請に必要なもの

●玉村町タクシー利用補助券交付申請書(申請場所または町ホームページで取得)

●住所、氏名、生年月日を証明できるもの(健康保険証などの公的身分証明書)

●印鑑(認め印)

●「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」の写し
【(3)の人のみ】

その他

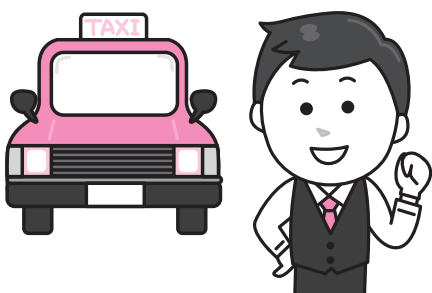
郵送または来庁にて申請してください。昨年度申請した人も、再度申請が必要です。代理人による申請も可能ですが、委任状が必要なる場合があります。

申請期限は、平成31年2

月28日(木)までです。(郵送の場合は必着)どの補助券も全て年度末まで有効です。町外でもご利用できますが、上記の3事業者のみが利用券の対象です。

ご本人が乗車しない場合はご利用いただけません。(乗車時に公的身分証明書を提示)

乗車時に「運転経歴証明書」を提示すると、運賃が1割引されます。



見本

No. XXXX-2018-XX

※運転免許は裏面に記載

玉村町タクシー利用補助券

2018年度 2019.3.31まで

利用可能額
500円
まで

氏名 玉村 太郎

利用できるタクシー事業者

【交友タクシー(有)、平和交通、丸直タクシー(株)】

発行者

玉村町長
(環境安全課)
TEL.0270-64-7708

【御利用上の注意】①乗車時に本券をドライバーにお渡しください。②1人につき1乗車に対して2枚まで使えます。③御本人が乗車しない場合は使えません。④本券に対してのお釣りは出ません。⑤上記の年度及び期日内外は使えません。⑥町内外で使えます。⑦再発行はできません。

年度末まで使用できる「タクシー利用補助券」×48枚